

平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年11月29日(木)午後2時08分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部
改正について

日程第4 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)につい
て

日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第
2号)について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

福 野 佐代子

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長

山 本 康 義

教育総務課長	矢野隆博
学校教育課長	小川瑞樹
学校教育課主幹	郷通芳
学校教育課総括課長補佐	泉大作
幼児支援課長	林美穂
幼児支援課総括課長補佐	今木浩靖
生涯学習課長	佐藤彰道
生涯学習課主幹	國枝孝治
生涯学習課総括課長補佐	児玉睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 松島孝明

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長 只今から平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
それでは、日程に従って進めさせていただきます。
-

日程第1 平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長 日程第1 平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

- 加藤委員 10ページですが、曜日に誤りがあります。

- 教育長 訂正をお願いします。その他よろしいでしょうか。

異議がないようですので、平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

- 教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について

- 教育長 日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 幼児支援課長 日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。平成30年11月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書の様式の変更等をするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 森下委員 添付の新旧対照表において、現行では「子育てマイスターの認定を受けている者又は認定見込みの者」となっている部分については、改正案でいうところの(2)から(4)に含まれるということでしょうか。
- 幼児支援課長 従来は表記が曖昧な部分があったことから、改正案ではきちり表記しました。
- 森下委員 現行の状況証明書の様式には、生年月日を記入することになっていますが改正案では学年を記入することになっています。生年月日は必要ないということですか。
- 幼児支援課長 申込書には生年月日がありますし、状況証明書は勤務先で証明していただくものですのでこのほうが分かりやすいのではないかと思います。
- 森下委員 必要であれば申込書を見ればよいということですね。
- 加藤委員 新旧対照表の改正案にある「子育て経験者」とはどのようなイメージをされていますか。
- 幼児支援課長 大半の方は保育士等の免許を持っていたりしますが、お母さんでお子さんが既に成人されたような方であったり、子育てに関わられた方、子育てに従事されていた方というイメージですが、今まではすでに子育てを済まれたお母さん、お父さんが多くみられました。
- 教育長 保育経験者はダメなのですか。
- 幼児支援課長 規則第6条の第1項に記載されている指導員となり、条例で規定されていますので大丈夫です。
- 森下委員 状況証明書の下段に押印する箇所がありますが、表記を改めたほうがよいと思います。
- 幼児支援課長 修正します。
- 教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について、承認することと致します。

日程第4 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)について

○**教育長** 日程第4 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年11月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 大きなものとしては来年の1月からALTの派遣業務を行いたいということでそれに伴う債務負担、総合センターの自家発電装置取替工事の取りやめです。

○**加藤委員** 事務局費の工事請負費ですが、もう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○**教育総務課長** 夏以降、各学校には夜間、電話が繋がらなくなっています。音声案内もなく、話し中のような状態となっているため保護者の方は話し中と勘違いされることも想定されますし、あまりにも不親切ではないかと思しますので、夜間に各小中学校の電話の音声案内をする自動応答装置を設置する工事費となります。

○**加藤委員** 緊急時の電話はどうなるのですか。

○**教育総務課長** 宿直の者から学校教育課長に連絡が入るようになっています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、承認することと致します。

日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○**教育長** 日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正

予算（第2号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年11月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、承認することと致します。

日程第6 教育長の報告

- 教育長** 本日は総合教育会議に引き続きの教育委員会でしたがありがとうございました。総合教育会議はテーマを絞るなどし、議論して教育委員さんのお考えご意見などをいただけるといいなと思います。例えば、市内の教育で何が課題となっているかという「通学区域」の問題があります。具体的には、牛牧小学校区の十九条地域において南小学校に通学しているお子さんが1年生から6年生まで30人ほどのお子さんが通っています。元々は巢南町立でしたので通うことができなかったわけですが、合併して通学区域を弾力的に利便性なども考え、通学してみえます。そうすることで地元での活動が停滞してしまう。自治会としての活動、なかでも子ども会の活動が牛牧小学校に通っているお子さんと南小学校に通っているお子さんが同じ町内にいる状態となるため、子ども会が成立しなくなっている。自治会のお祭りなどの行事も成立しにくくなっているということが区長さん、自治会長さんのお願いの中にあります。そのあたりをどのように改善すればいいのか。いろんな解決策があると思いますが、そういったことをテーマとして取り上げ、委員さんに様々なご意見いただけるといいかなと思っています。もう一つは、外国籍の子どもたちの問題です。保

育所、幼稚園、小学校、中学校にそれぞれあります。保育所ではまったく話を通じないお子さんがたくさんいます。こういうお子さんたちに対して教育委員会ができることは何か。いろんな手を打つ訳ですが、首長部局との連携は不可欠です。例えば、子どもたちが何歳で日本に来るかによって随分違います。日本で生まれ、日本で育つお子さんもいますので、そういったお子さんの中には日本人と何ら変わらず力をつけていくお子さんもいますけれども、小学校高学年あたりから一番心配なのは高校進学するくらいが問題が大きいと思います。日常会話は中学校3年までにほぼマスターします。生活はできますが学習の会話はできません。そのことがネックとなり高校進学を諦めてしまう。そういうお子さんたちをどう受け止めていくのか。大垣市は、市でお子さんたちを集め、初期指導をしています。市役所が行うことで教員でなくてもできるのです。学校に入れてしまうと教員籍の者が必ず学級担任のような形でやらなければならなくなり、融通が利かなくなります。そういったところについて大垣市は上手にやっているなと思いました。そういったテーマを絞った総合教育会議でもいいのかなと思います。せっかく企画部長をはじめ各部長が出席していますし、担当部局としてどう考えるか。視野を広げトータルで考えないと、やはり瑞穂市としての課題だと思っていますので、教育だけの問題ではないというなかで解決し、より良い教育を受けられるようにするべきだと思っています。しっかりとした教育を受けられる環境を整えれば力をつける子どもたちはかなりいると思いますので、そういう環境整備は我々の責務だと思っています。

日程第7 その他

○教育長 日程第7 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 昨日、子どもの権利条例研究会というものを庁舎内で立ち上げ、妊娠から18歳までの子どもの様々な問題についての勉強会を始めていますのでご紹介をさせていただきました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にありません。

○教育長 学校教育課長。

○**学校教育課長** 外国籍の児童生徒の支援に関わって市の予算だけでなく、県費でもお願いをしまして、現状では穂積小学校と牛牧小学校に1人ずつ、穂積中学校に週15時間の枠で加配をもらっています。さらに来年度は、穂積中学校で常勤1名、牛牧小学校と穂積小学校にそれぞれ週15時間の日本語指導の加配を要望する予定です。コミュニティスクールについては、PTA、自治会長には説明を済ませています。あとは規則等の整備をし、委員については現在校長先生方が協議をしており、それを受けて教育委員会が任命することになりますのでまたお諮りすることになります。よろしくお願ひします。

○**教育長** コミュニティスクールについてここまで丁寧に説明している市町村はおそらくないと思います。保護者の方や地元の自治会長にも説明してもらっていますので、4月からうまく軌道に乗っていけばいいなと思っています。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 特にありません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 1点目は、瑞穂市社会教育委員からの答申について

＜資料により説明＞

2点目は、ねんりんピックが2020年に岐阜県で開催されますが、瑞穂市ではソフトテニスが開催されます。ソフトテニス連盟との関係から生涯学習課が主導でおこなっていましたが、主催が厚生労働省ということもあり、表題が「健康福祉祭」ということで福祉の要素が多分にありますので、今後は福祉部とタッグを組みながら共催という立場で進めていきたいと思っています。

○**教育長** 今回答申をいただいた社会教育委員の方々には文化部会とスポーツ部会の二つのワーキンググループに分かれていただいて、文化部会の方々には視察にも行っていただいており、具体的な提案をいただきました。私が就任以来思っていることを具体化していくためのバックボーンとして、中にはいい意見がいっぱいありますので、今後、部長会議にも配り、市議会議員の方々にもお配りをし、説明して徐々にやっていきたいと思っています。

文化部会の方から「大変やりがいのあるテーマをいただきありがとうございます。」というお礼をいただくところからスタートしましたので、うれしく思いました。責任ある立場の方々ですので、責任あるお仕事をさせていただいて社

会教育委員の皆さんにはよくやっていただいたと思っています。

- 教育長** 次回の会議ですが、平成30年12月26日、水曜日、午後2時00分から平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。1月は総合教育会議を行いたいと市長部局から要望が来ていますので、平成31年1月30日、水曜日、午後1時00分から総合教育会議、午後2時00分から平成31年第1回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願い致します。
-

閉会の宣告

- 教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時06分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年11月29日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。